

○ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成 19 年 8 月 10 日号外内閣府令第 62 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 財務報告に係る内部統制 会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいう。

三～九 省略

十 開示すべき重要な不備 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備をいう。

（内部統制監査報告書の記載事項）

第 6 条 省略

2～5 省略

6 第 1 項第 5 号に掲げる事項は、次に掲げる事項その他の内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調すること又はその他説明することが適当であると判断した事項について区分して記載するものとする。

一 内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載している場合は、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響

二～四 省略

7 省略

○ 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 7 月 31 日号外総務省令第 87 号）（抄）

（内部統制監査報告書の記載事項）

第 32 条 省略

2～5 省略

6 第 1 項第 5 号に掲げる事項は、次に掲げる事項その他の内部統制監査を実施した会計監査人が強調すること又はその他説明することが適當と判断した事項について区分して記載するものとする。

一 内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を区分して記載している場合は、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響

二～四 省略

7 省略

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準

I. 内部統制の基本的枠組み

本枠組みは、経営者による財務報告に係る内部統制の評価及び報告の基準と監査人による財務報告に係る内部統制の監査の基準の前提となる内部統制の概念的な枠組みを示すものである。

(注) 本基準において、経営者とは、代表取締役、代表執行役などの執行機関の代表者を念頭に規定している。

1. 内部統制の定義

内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に~~関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及び I T（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。~~

- 業務の有効性及び効率性とは、事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めることをいう。
- 財務報告の信頼性とは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することをいう。
- 事業活動に~~関わる法令等の遵守とは、事業活動に~~わる法令その他の規範の遵守を促進することをいう。
- 資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいう。

(注) 内部統制の目的はそれぞれに独立しているが、相互に関連している。

内部統制の目的を達成するため、経営者は、内部統制の基本的要素が組み込まれたプロセスを整備し、そのプロセスを適切に運用していく必要がある。それぞれの目的を達成するには、すべての基本的要素が有効に機能していることが必要であり、それぞれの基本的要素は、内部統制の目的のすべてに必要になるという関係にある。

内部統制は、社内規程等に示されることにより具体化されて、組織内のすべての者が
それぞれの立場で理解し遂行することになる。また、内部統制の整備及び運用状況は、
適切に記録及び保存される必要がある。

なお、具体的に内部統制をどのように整備し、運用するかについては、個々の組織が
置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできないが、
経営者をはじめとする組織内のすべての者が、ここに示した内部統制の機能と役割を効
果的に達成し得るよう工夫していくべきものである。